

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるところから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

20 歳になったところに、A 市役所から国民年金の加入についての案内書が送付されたため、父親が A 市役所 B 支所で加入手続きし、国民年金保険料を納付してくれたと記憶している。

加入手続き後は、私、父親及び母親の 3 人分の国民年金保険料を、A 市から送付されてきた納付書により A 市役所 B 支所で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は昭和 61 年 3 月ごろに国民年金に加入手続きしていたものと推察され、このころに申立人が加入手続きしていたとすれば、申立期間①の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の両親は、国民年金制度準備期間中の昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、36 年 4 月から申立期間①前である 60 年 12 月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の納付意識は高かつ

たものと推察され、納付意識の高かった申立人の父親が、申立期間①の加入手続のみを行い、申立人の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の両親は申立期間②の国民年金保険料を納付済みである一方、申立期間③は申立人の両親も未納とされているが、申立期間③の前後の期間のうち、A市が保管する年金記録により納付年月日が確認できる昭和62年4月から平成3年3月までの期間について、申立人及びその両親は、同一期間の国民年金保険料を同一年月日に納期内納付していることが確認でき、申立人の父親が申立期間③の国民年金保険料のみを納付しない事情は見当たらない。

このほか、申立人が供述する国民年金の加入状況及び保険料の納付方法は、申立期間当時のA市における加入勧奨事務及び収納事務と符合しており、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで
平成7年5月に会社を退職後、父親が私の国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を農業協同組合の窓口で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は申立期間の国民年金保険料を納付済みである上、加入手続後の国民年金保険料をすべて現年度に納付していることが確認できることから、申立人の両親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、市が保管する申立人の年金記録によれば、申立人は平成7年5月1日に厚生年金保険資格を喪失した後、同年5月18日に速やかに切替手続きを行っていたことが確認でき、納付意識の高かった申立人の父親が、申立人の切替手続きのみを行い、その時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人の父親が供述する納付方法は、申立期間当時の保険料の納付方法と符合するなど、申立内容は信ぴょう性が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間当時はA市に居住しており、申立期間の国民年金保険料は、自宅に来ていた同市の集金人に納付していたはずである。

申立期間中は、同じ集金人が半年から1年に1回ぐらい来ていたため、その都度1万3,300円から2万6,600円ぐらいの保険料を納付しており、納付の際にはA市役所国民年金納税課の印が押された領収書をもらったことを覚えている。

申立期間当時は未納の通知を受け取った記憶も無いので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険資格を取得し、61 年 3 月 10 日に厚生年金保険資格を喪失しているが、A市が保管する申立人の年金記録によれば、61 年 3 月以降に申立人が国民年金被保険者資格を取得した形跡は見当たらない上、申立期間を含む国民年金被保険者資格は、平成 9 年 3 月 13 日に記録が追加されたものであり、申立人はA市に居住していた当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことは無いとしていることから、申立期間当時、申立期間は未加入期間とされていたものと推察され、このことは、申立人の、申立期間当時に未納の通知を受け取った記憶が無いとする供述と符合する。

さらに、申立人が供述する国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額とは一致しない上、申立人が供述する国民年金保険料の納付方法も、A

市における申立期間当時の収納方法とは符合しない。

加えて、申立期間は申立人の妻も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。